

ID: 148

担当部署: 農政課

処分の概要	占用の承認		
例規名 根拠条項	柴田町農村公園条例 第6条第2項ただし書		
例規番号	平成5年条例第20号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (使用) 第6条 農村公園は、常時これを開放し、承認を得ないで使用することができる。 2 農村公園は占用して使用することができない。ただし、指定管理者の承認を得た場合は、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日